号 外 (\Box) 平 成二十八年 十 二 月二十六日

規

則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

岐阜県知事

古

田

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

税

務

課

_~;

目

次

規

則

岐阜県規則第八十二号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改

を削り、同条に次の一項を加える。 第七十八条中「並びに条例第六十七条第二項に規定する自動車取得税の修正申告書」

2 式によつて自動車税事務所長に提出しなければならない。 条例第六十七条第二項に規定する自動車取得税の修正申告書は、第九十四号の四様

様式目次中「第九十四号の三様式(県たばこ税納期限延長申請書)第七十七条の四第 第八十六条第四項中「又は第百五号の二の三様式」を削り、同条第五項を削る。 「第九十四号の三様式(県たばこ税納期限延長申請書)第七十七条の四第一項

「第百五号の二の三様式 自動車税納税証明書 第九十四条の四様式 自動車取得税修正申告書 第八十六条第四項 第七十八条第二項

第百五号の二の五様式 自動車税納税証明書 第百五号の二の四様式 自動車税納税証明書 第八十六条第五項. 第八十六条第五項 を削る。

に改め、

項」 を

第十二号様式中 (田簱 蘇 95川 ス・トント)」 を「 (用紙日本日業規格 A 4) 」に改

同様式裏面を次のように改める。

平成二十八年十二月二十六日

外 毎週 (金曜日)

岐 阜

県 公 報

号

発行

(裏面)

(納付場所)

- 1 納付場所は、次のとおりです。(1) 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。)、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、 東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、 支所又は出張所
- (2)岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱 東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- (3) ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便
- (4)次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗(個人事業税又は不動産 取得税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されてい るものに限ります。)

サークルK サンクス セブンーイレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ローソン

- 機)等を利用して納付することができます。なお、次のア及びイにご注意ください。
 - Pay-easy (ペイジー) で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収
 - 証書が必要な場合は、上記の金融機関等の窓口で納付してください。 Pay-easy(ペイジー)がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお 問い合わせください。

(延滞金)

納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税 額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その 端数金額又はその全額を切り捨てる。) に年14.6パーセントの割合(当該期間の属する各年の前 年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算 した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該 特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞 金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その 端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から 1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))と なります。

(督促)

- 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を発します。 (滯納処分)
- 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定 める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をす ることがあります。

(審査請求)

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をする ことができます。

(処分の取消しの訴え)

- 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。) 提起することが できます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する ときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある

第23号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第14条、第23条、第25条、第56条の 3、第56条の 4、第64条、第64条の 2、第64条の 3、第82条の19、第82条の24関係)

 (所 在 地)
 年 月 日

 (方 在 地)
 年 月 日

 (名 称)
 岐阜県 税事務所長 回

あなた(貴社)は、地方税法第 条の規定により、「処分理由」欄に記載する理由により、下記の納税者(特別徴収義務者)の第二次納税義務者(保証人)として、同人の滞納金額のうち、あなた(貴社)が納付(納入)すべき金額を下記の納付(納入)の期限までに納めてください。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納	税		住 (所 在	所 地)						
(特別	刂徴収衤	義務者)	氏 (名	名 称)						
			上記の)者	に係る滞納	金	額			
税	目	課税	納期限	4)/ star	7-7 \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		加	算 金	額	s less and
年度	期別	番号	督促等年月日	税額	延滞金額		過少 申告	不申告	重	摘要
				円	法律による金額	円	円	円	円	
					11					
				-	IJ					
					IJ					
		言	計 (円)							
滞納如	心分費	法律	聿による金額			円				
			うちあなた (貴 すべき金額					法律の規定 が加算され		る延滞
	納付	计(納 入	() 期限			年	月	日		
納付	場所	納付書	書裏面に記載の約	内付場原	 听					
処分	理由									
/		- DA D	/#: #x > 1 = 6	V. D.	. 241. 12. 2					

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第二十四号様式を次のように改める

第24号様式(用紙日本工業規格A4)(第15条関係)

繰上徴収による納期限変更告知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

岐阜県 税事務所長 回

あなた(貴社)の納めるべき県税に係る徴収金については、「処分理由」欄に記載する理由により、納期限を繰り上げますから、指定の期限までに納付(納入)してください。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この告知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

	所 在地)										
	(名称)										
指定	する納期	限			年	月 日		時 分			
				繰 上 徘	牧収に	係 る 徴	収	金			1
税		1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	脱番号	納期限	税額	延滞金額			加算金額		摘要
年度	期別	H/K/	DUE 7	督促等年月日	7九 11只	延伸並扱		過少申告	不申告	重	加女
					円	法律による金額	円	円	円	円	
						IJ					
						"					
						11					
						II.					
						IJ					
						IJ					
						IJ					
		計	(円)								
処分 理由											
備考											

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第27号様式(用紙日本工業規格A4)(第18条関係)

				譲渡担保財産から徴収する徴収金納付(納入)	告知書			
住		所						
(所	在	地)				第		号
	氏 (/	名	名 称)	様		年	月	日
					岐阜県	税事	务所長	印

地方税法第14条の18第1項の規定により、次の納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうち、次の金額については、譲渡担保財産から徴収することとなり、あなたが納税責任を負うこととなりましたので、至急納付(納入)してください。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この告知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納	税	者	住(店	所 在	所 地)									
(朱		養務者)	氏 (/	名	名 称)									
					滞		糸	呐 虿	Ž		額			
利	ź 🗏			納期	限						加算金额	Ĭ		
年度	期別	課税番号		督促等年	三月日	税	額	延滞金額	Į	過少 申告	不申告	重	法定納期限等	摘要
		-					円	法律による金額	円	円	円	円		
		-						"						
								"						
	•	計 (円)											
滞納		ž	去律り	こよる金	盆額			円						
	名		称											
譲渡担	数		量											
譲渡担保財産	性		質											
	所		在											
徴电	度担保財産 対する金額)1B		_						ょ		りほかに法律の規 を及び滞納処分割 け。	

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

(裏面)

あなた(貴社)の県税が表面のとおり滞納となつていますので、滞納となつている税目別に以下の表の規定及び岐阜県税条例第15条の規定によ

り、貸促状を発しより。					
税	目	根	拠	規	定
法人県民税		地方税法第66条			
県民税利子割		地方税法第71条σ)17		
県民税配当割		地方税法第71条σ	38		
県民税株式等譲渡所得割		地方税法第71条σ	58		
法人事業税、個人事業税		地方税法第72条σ)66		
不動産取得税		地方税法第73条σ	34		
県たばこ税		地方税法第74条σ	25		
ゴルフ場利用税		地方税法第92条			
自動車取得税		地方税法第134条			
軽油引取税		地方税法第144条	D49		
自動車税		地方税法第165条			
鉱区税		地方税法第198条			
県固定資産税		地方税法第745条	第1項において	準用する同法第37	1条
狩猟税		地方税法第700条	D64		•
乗鞍環境保全税	•	岐阜県乗鞍環境保	全税条例第13条	第2項	•
(11111111111111111111111111111111111111					

(納付方法)

- 1 この督促状の金額を納めるときは、先に送付しました納付書によつて納めてください。 (納付場所)
- (1) 岐阜県内の普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。)、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組 合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所 (2) 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 (3) ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局

- (4) 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗(個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもので、 7. Mc19(ロるコンピーーン ヘハド) スはMMI 15 地へを改画 9 公店舗 (画人 手来枕スは小助座収付枕の 7 らての解刊 額が30 万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。) サークル K サンクス セプンーイレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショッ

- (5) Pay-easy (ペイジー)マーク「 (**)」印字がある場合は、(1)から(3)までに掲げる金融機関のPay-easy (ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング (インターネット等による金融機関との取引)、ATM (現金自動預払機)等を利用して納付することができます。なお、次のア及びイにご注意ください。
 - Pay-easy (ペイジー) で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関等の窓口 で納付してください。
- Pay-easy (ペイジー) がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。 (延滞金)
- 3 税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、 マはその全額 8 税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額 が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる税額の区分に応じ(1)から(4)までに足がる規間については、年7.3パーセントの割合((当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については数期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を加算した割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を加算した割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を加算した割合、1250円を加する
- 「台)によるが場合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合となります。
 (1) 賦課決定に係る税額、申告書(法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書を除く。) に係る税額又は納期限以前に提出した申告書(法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る税額 これらの納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間(2)納期限後に提出した申告書(法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。) に係る税額 当該提出した日までの期間又は
- その日の翌日から1か月を経過する日までの期間 (3) 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日(修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限)まで
- の期間ではその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間 (4) 更正又は決定により納付すべき税額 納期限の翌日から更正又は決定により納付すべき期限までの期間又は当該期限の翌日から1か月を経
- 過する日までの期間 (滯納処分)
- この督促状を発した日から起算して10日を経過した日(例:20日発付のときは30日)までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の 徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。
- 不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、 この督促について この督促状を受けた日の翌日から起算して3か 月以内(地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限まで)に、岐阜県知事に対して審査請求をす ることができます
- (処分の取消しの訴え)
- 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事 が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

龕

妣

第15号様式備考は、

この様式について準用する

第四十二号様式を次のように改める。

第42号様式(用紙日本工業規格A4) (第34条関係)

闸 闸 在 氏名 肥 名称 蔟 쑔 4 绺 涌 卝 1 岐阜県 併 舥 税事務所長 耳

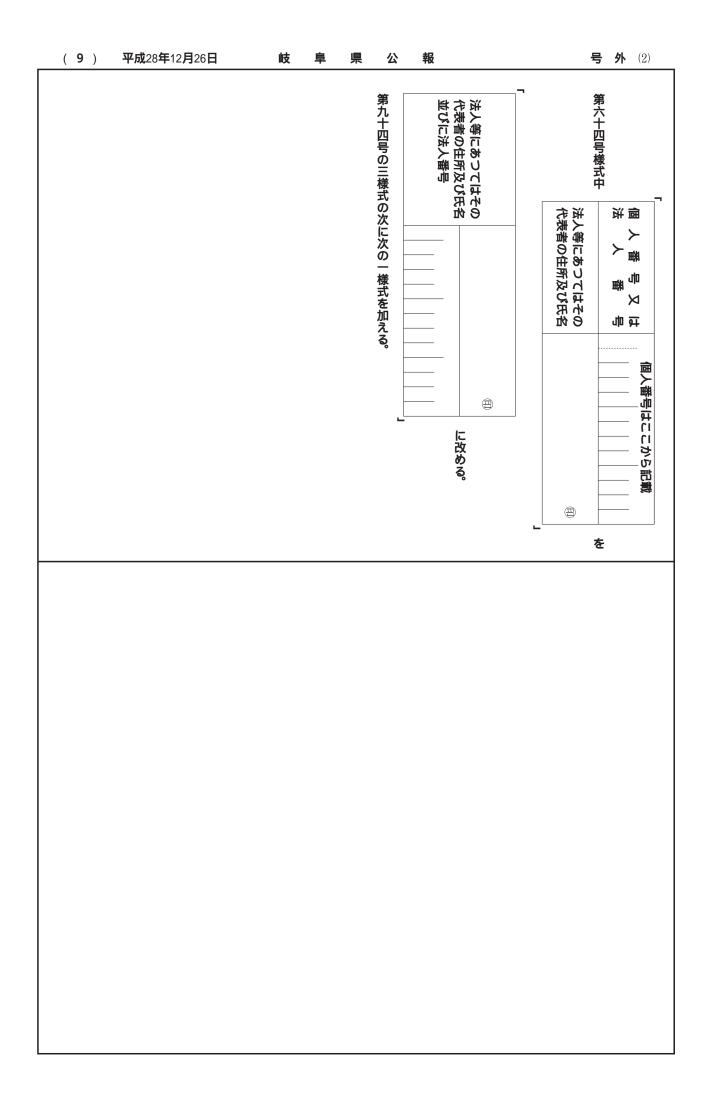
田

 \square

声

下記の滞納金額及び滞納処分費については、先に納付(納入)通知書によつて通知しましたが、納付(納入)の期限までに納付(納入)がされていないことから、地方税法第11条第2項の規定により、納付(納入)催告書を発しましたので、至急納めてください。
この催告について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この催告書を受けた日の翌日から起算して3か月以内(地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限まで)に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

処分理由 納付(納入)の通知書により 慾 瘟 回 年東 上のど 乖 上記納税者 稅 別 批 の米約額 Ш 鐭 期別 口 稅 (特別徴収義務者)に係る第二 裁 課税番号 籡 $\widehat{\mathbb{H}}$ 辨 琳 通知 \mathbb{H} $\widehat{\mathbb{H}}$ 督促等年月 Ø. (所在地) た期限 納期限 촜 松 퐈 Ш 次納税義務者 稅 쑖 (保証人) \mathbb{E} 法律による金額 延滞金額、 滞納処分費 カワト巻年 Ξ Ξ (納入) 田 すべる 少告 出 \mathbb{H} 総と 下申 算 마 **金** して通知し 年 田 쑖 耳 重 田 -額等 Ш 摘要



9 受 明
登 録 番 号
連輯文/同等
表 四 四 四
車 名(通称名)
車台番号
安德原区
开 名(名 萘)
191日/ 住 所 (所在地)
主たる定置場
課税標準額
自動車取得税
この申告書につ いて応答する係 氏名

第百五号の二様式を次のように改める。

第105号の2様式

車

縦165ミリメートル 横210ミリメ

(第86条関係)

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

証明書番号 号 第

車検有効期限

番

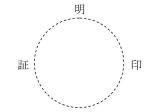
台

号

自動車の登録番号

摘 要

この証明書の有効期限



- 本証は、車体検査を受けるとき以外は使用できません。 (注) 1
 - 自動車の継続検査又は構造等変更検査を申請する際、本証の提示がなければ道路運送車両法第 97条の2の規定により自動車検査証の返付を拒否されます。
 - 本証は、証明印がないものは無効です。
 - 4 本証の有効期限内に、自動車を売り渡された場合は、買主に本証をお渡しください。

第12号様式備考は、この様式について準用する。 備考

> この規則は、公布の日から施行する。 附

| 畍祄蕗��」に改め、同様式備考に次の一号を加える。

印の欄は、記載しないこと。

本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。)」 や「一般財団法人日本自動車 項に規定する」 ビ、「財団法人日本自動車査定協会(昭和41年6月1日に財団法人日 第百六号の九様式備考第一号中「邷遍灶爴の飛行する」を 第百五号の二の四様式及び第百五号の二の五様式を削る。 「道路運送車両法第22条第

第百五号の二の二様式を削り、 第百五号の二の三様式を第百五号の二の二様式とする。